

## 【廃蛍光灯についての注意事項】

㈱両毛資源開発では、廃蛍光灯単品での処分は行えません。  
混合物の場合に限り廃蛍光灯を選別処分することができます。

### ➤廃蛍光灯の選別処分の場合

廃蛍光灯及びその他の廃棄物の混合物として選別処分する場合は新たな契約締結は必要ありませんが、マニフェスト上では【混合物】となり、「廃蛍光灯」とは明記できません。  
ただし、マニフェストE票の最終処分先には廃蛍光灯の処分先が記載されます。

また、㈱両毛資源開発では、廃蛍光灯の積替え保管施設を有しております。  
廃蛍光灯単品での処分の場合は、㈱両毛資源開発は“収集運搬を行い一時保管”し、定量となったら、処分先への搬入を行います。

### ➤廃蛍光灯の積替え保管

#### ①帳票類

- ・新たな契約書の締結が必要  
⇒処分先が㈱両毛資源でないため、新たな契約書の締結が必要となります。
- ・マニフェストの変更  
⇒積替え保管の場合は「積替え保管用」のマニフェストが必要となります。

#### ②積替え保管が行えるケース

以下のパターンを参考にしてください。

可否	パターン	排出事業者	収運業者	積替保管施設	収運業者	処分業者	説明
○	i	A社	⇒	A社	⇒	B社 ⇒ B社 ⇒ C社	排出事業者が積替え保管施設に持ち込む
○	ii	A社	⇒	B社	⇒	B社 ⇒ B社 ⇒ C社	積替保管施設を有する収運業者が引取る
×	iii	A社	⇒	D社	⇒	B社 ⇒ B社 ⇒ C社	排出事業者と契約した収運業者が別の積替え保管施設に搬入する

パターンiiiのケースは積替え保管を行うことができません。  
排出事業者の要望で「廃蛍光灯のマニフェストが必要」の場合は、排出事業者と㈱両毛資源開発、排出事業者と処分先との契約が必要となりますのでご注意ください。